議案第５２号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和３年６月４日提出

佐野市長　金　子　　裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成１７年佐野市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料の部の表中「戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料」を「戸籍・住民基本台帳関係手数料」に改め、同表第３号の項を削る。

別表建築関係手数料の部の表第４７号の項第１号ア中「第２条第３号」を「第２条第１項第３号」に改め、同号アの表中

「

2,000 ㎡未満	35,000 円

」を「

1,000 ㎡未満	25,000 円
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	35,000 円

」に改め、同号イの表中「

2,000 ㎡未満	39,000 円

」を「

1,000 ㎡未満	29,000 円
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	39,000 円

」に改め、同項第２号アの表中「

2,000 ㎡未満	130,000 円

」を「

1,000 ㎡未満	100,000 円
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	130,000 円

」に改め、同号イの表中「

2,000 ㎡未満	330,000 円

」を「

1,000 ㎡未満	260,000 円
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	330,000 円

」に改め、別表建築関係手数料の部の表第５０号の項中「第２９条第１項」を「第３４条第１項」に改め、同項第１号ア中「第３０条第１項第１号」を「第３５条第１項第１号」に改め、同号ア

（ウ）ｃの表中「

300㎡以上2,000㎡未満	25,000円

」を「

300㎡以上1,000㎡未満	15,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	25,000円

」に改め、同号イ（ウ）ｃの表中「

300㎡以上2,000㎡未満	130,000円

」を「

300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円

」に改め、同号イ（ウ）ｄの表中「

300㎡以上2,000㎡未満	330,000円

」を「

300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円

」に改め、同項第２号中「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め、別表建築関係手数料の部の表第５１号の項中「第３１条第１項」を「第３６条第１項」に改め、同項第２号中「第３１条第２項」を「第３６条第２項」に、「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め、別表建築関係手数料の部の表第５２号の項中「第３６条第１項」を「第４１条第１項」に改め、同項第１号ウ（ウ）の表中「

300㎡以上2,000㎡未満	25,000円

」を「

300㎡以上1,000㎡未満	15,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	25,000円

」に改め、同項第２号キ（キ）の表中「

300㎡以上2,000㎡未満	130,000円

」を「

300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円

」に改め、同号キ（ク）の表中「

300㎡以上2,000㎡未満	330,000円

」を「

300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円

」に改める。

附　則

この条例中別表建築関係手数料の部の表の改正規定は公布の日から、別表

戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料の部の表の改正規定は令和３年９月１日から施行する。

理　由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い関係する手数料を廃止し、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い関係する手数料を改め、及び所要の規定を整備するため、本条例を改正したいので提案するものです。

議案第５２号参考資料

佐野市手数料条例の改正案　新旧対照表

現　行	改　正　案
別表（第２条関係） 戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料	別表（第２条関係） 戸籍・住民基本台帳関係手数料

現行：

手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考
（略）	（略）	（略）	（略）
（３）　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）に基づく個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外への転出により返納した場合の再交	１枚	800	

改正案：

手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考
（略）	（略）	（略）	（略）

付を除く。）

（表略）

建築関係手数料

（表略）

手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
（略）	（略）	（略）
(47)　建築物エネルギー消費性能向上法第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 （１）　非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び第49号の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定　次に掲げる区分に応じた金額 ア　モデル建物法（建築物エネルギー消費性能向上法第２条第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び第52号の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び第52号の項において同じ。）を用いる場合	

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
2,000㎡未満	35,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	87,000円

（表略）

建築関係手数料

（表略）

手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
（略）	（略）	（略）
(47)　建築物エネルギー消費性能向上法第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 （１）　非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び第49号の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定　次に掲げる区分に応じた金額 ア　モデル建物法（建築物エネルギー消費性能向上法第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び第52号の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び第52号の項において同じ。）を用いる場合	

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
1,000㎡未満	25,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	35,000円

5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	160,000円
25,000㎡以上	200,000円

イ　標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び第52号の項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
2,000㎡未満	39,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	94,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	170,000円
25,000㎡以上	210,000円

（２）　前号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定　次に掲げる区分に応じた金額

ア　モデル建物法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

2,000㎡以上5,000㎡未満	87,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	160,000円
25,000㎡以上	200,000円

イ　標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び第52号の項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
1,000㎡未満	29,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	39,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	94,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	170,000円
25,000㎡以上	210,000円

（２）　前号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定　次に掲げる区分に応じた金額

ア　モデル建物法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円

イ　標準入力法・主要室入力法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

(略)	(略)
(50)　建築物エネルギー消費性能向上法第29条第１項の規定による申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能向上法第29条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 （１）　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査　一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額 ア　当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第30条第１項第１号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次

25,000㎡以上	400,000円

イ　標準入力法・主要室入力法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

(略)	(略)
(50)　建築物エネルギー消費性能向上法第34条第１項の規定による申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能向上法第34条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 （１）　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査　一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額 ア　当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第35条第１項第１号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次

項において同じ。）の添付があった場合

（ア）・（イ）　（略）

（ウ）　一の建築物全体に係る申請（（ア）及び（イ）に掲げる申請を除く。）　次のａからｃまでに掲げる金額を合計した金額

ａ・ｂ　（略）

ｃ　非住宅部分

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	140,000円
25,000㎡以上	180,000円

イ　ア以外の場合

（ア）・（イ）　（略）

（ウ）　一の建築物全体に係る申請（（ア）及び（イ）に掲げる申請を除く。）　次のａからｄまでに掲げる金額を合計した金額

ａ・ｂ　（略）

ｃ　非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。

項において同じ。）の添付があった場合

（ア）・（イ）　（略）

（ウ）　一の建築物全体に係る申請（（ア）及び（イ）に掲げる申請を除く。）　次のａからｃまでに掲げる金額を合計した金額

ａ・ｂ　（略）

ｃ　非住宅部分

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上1,000㎡未満	15,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	140,000円
25,000㎡以上	180,000円

イ　ア以外の場合

（ア）・（イ）　（略）

（ウ）　一の建築物全体に係る申請（（ア）及び（イ）に掲げる申請を除く。）　次のａからｄまでに掲げる金額を合計した金額

ａ・ｂ　（略）

ｃ　非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。

次項において同じ。）を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

d　非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

（２）　建築物エネルギー消費性能向上法第30条第２項の規定による申出　次に掲げる審査の区分に応じた金額

次項において同じ。）を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

d　非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

（２）　建築物エネルギー消費性能向上法第35条第２項の規定による申出　次に掲げる審査の区分に応じた金額

<table>
<tr><td></td><td>ア～ウ　(略)</td><td></td><td>ア～ウ　(略)</td></tr>
<tr><td>(51)　建築物エネルギー消費性能向上法第31条第１項の規定による変更の認定に対する審査</td><td>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料
（１）　(略)
（２）　建築物エネルギー消費性能向上法第31条第２項において準用する建築物エネルギー消費性能向上法第30条第２項の規定による申出　次に掲げる審査の区分に応じた金額
ア～ウ　(略)</td><td>(51)　建築物エネルギー消費性能向上法第36条第１項の規定による変更の認定に対する審査</td><td>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料
（１）　(略)
（２）　建築物エネルギー消費性能向上法第36条第２項において準用する建築物エネルギー消費性能向上法第35条第２項の規定による申出　次に掲げる審査の区分に応じた金額
ア～ウ　(略)</td></tr>
<tr><td>(52)　建築物エネルギー消費性能向上法第36条第１項の規定による申請に対する審査</td><td>建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料
（１）　当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を証する書類（品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合
ア・イ　(略)
ウ　一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）　次の(ア)から(ウ)までに掲げる金額を合計した金額
(ア)・(イ)　(略)
(ウ)　非住宅部分<table><tr><th>申請に係る床面積の合計</th><th>申請１件につき</th></tr><tr><td>300㎡未満</td><td>9,000円</td></tr></table></td><td>(52)　建築物エネルギー消費性能向上法第41条第１項の規定による申請に対する審査</td><td>建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料
（１）　当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を証する書類（品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合
ア・イ　(略)
ウ　一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）　次の(ア)から(ウ)までに掲げる金額を合計した金額
(ア)・(イ)　(略)
(ウ)　非住宅部分<table><tr><th>申請に係る床面積の合計</th><th>申請１件につき</th></tr><tr><td>300㎡未満</td><td>9,000円</td></tr></table></td></tr>
</table>

300㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	140,000円
25,000㎡以上	180,000円

（２）　前号以外の場合

ア～カ　（略）

キ　一の建築物全体に係る申請（アからカまでに掲げる申請を除く。）　次の(ア)から(ク)までに掲げる金額を合計した金額

(ア)～(カ)　（略）

(キ)　非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

(ク)　非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）

300㎡以上1,000㎡未満	15,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	140,000円
25,000㎡以上	180,000円

（２）　前号以外の場合

ア～カ　（略）

キ　一の建築物全体に係る申請（アからカまでに掲げる申請を除く。）　次の(ア)から(ク)までに掲げる金額を合計した金額

(ア)～(カ)　（略）

(キ)　非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

(ク)　非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

（表略）

申請に係る床面積の合計	申請１件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

（表略）